

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、 許さない！

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞きしたことはありませんか。
こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、
許されるものではありません。
違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省HPへ ▶ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

検索



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

東京都は、平成30(2018)年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進のため、都が保有する公の施設の利用制限、拡散防止措置、表現活動の概要等の公表、第三者機関（審査会）の設置などを明記しました。
これらの取組等は、表現の自由などの国民の持つ権利や自由を不当に侵害しないように留意して実施します。

※ヘイトスピーチが疑われる場合、申出による情報提供を受け付けています。(<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/moushide.html>)

